

平成 30 年第 4 回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成30年12月18日 (火)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 ( 開 議 )	12月18日 午前9時00分宣告 (最終日)			
応 招 議 員	2番	板 倉 浩 幸	3番	飯 田 雅 広
	4番	石 原 裕 介	5番	水 野 智 見
	6番	戸 谷 裕 治	7番	伊 藤 俊 一
	8番	黒 川 勝 好	9番	中 村 英 子
	10番	佐 藤 茂	11番	吉 田 正 昭
	12番	奥 田 信 宏	13番	安 藤 洋 一
	14番	高 阪 康 彦		
不 応 招 議 員	1番	松 本 正 美		

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	黒川 静一	次長兼 ふるさと 振興課長	伊藤 保光
	総務部	部長	岡村 智彦	次長兼 総務課長	浅野 幸司
	民生部	部長	寺西 孝	次長兼 健康推進 課長	佐藤 正浩
		介護支援 課長	戸谷 政司	子ども 課長	舘林 久美
		保険医療 課長	不破 生美		
	産建設業部	部長	伊藤 保彦	次長兼 土木農政 課長	伊藤 光彦
		次長兼 まちづくり 推進課長	肥尾建一郎		
	上下水道部	次長兼 水道課長	伊藤 和孝		
	消防本部	消防長	伊藤 啓二		
教育委員 会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	鈴木 敬	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事 務会 局	局長	小島 昌己	書記	飯田 和泉
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 議案第53号 蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第54号 蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第55号 蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第56号 平成30年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第5 議案第48号 蟹江町表彰条例等の一部改正について
- 日程第6 議案第49号 町道路線認定について
- 日程第7 議案第50号 平成30年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第51号 平成30年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第52号 平成30年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 発議第3号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出について
- 日程第11 発議第4号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について
- 日程第12 閉会中の所管事務調査及び審査について
- 追加日程第13 議案第53号 蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 追加日程第14 議案第54号 蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 追加日程第15 議案第55号 蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 追加日程第16 議案第56号 平成30年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）

○議長 奥田信宏君

皆さん、おはようございます。

定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、平成30年第4回蟹江町議会定例会の最終日でございます。ご協力をお願いいたします。

ここで、中村住民課長から、入院療養の際のお礼がしたい旨の申し出がありましたので、入場と発言を許可いたします。

○住民課長 中村和恵君

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、貴重なお時間を頂戴して一言お礼のご挨拶をさせていただきます。

過日、右肺の手術のため入院加療しておりました折、議会から過分なる心遣いをいただき、まことにありがとうございました。おかげさまで経過も順調で、自宅療養を経て本日から職場に復帰させていただいております。

これからは、今まで以上、健康に留意し、職務に精励いたしたいと存じますので、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくをお願いいたします。

本当にありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

それでは、中村住民課長の退席を許可いたします。

○議長 奥田信宏君

議員のタブレット及び理事者の皆さんのお手元に追加議案の議案第53号、議案第54号、議案第55号及び議案第56号、発議第3号及び発議第4号、各常任委員会審査報告書、議会運営委員会報告書が配付してあります。

本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持ち込みを許可いたしております。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、去る12月13日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 中村英子さん、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○議会運営委員長 中村英子君

おはようございます。

12月13日に開かれました議会運営委員会についてご報告をさせていただきます。

お手元に資料があるかと思っておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

1 番目、意見書の審査結果についてであります。

1 番目、採択することになった意見書であります。アの愛知県の私学助成の拡充に関する意見書、イ、国の私学助成の拡充に関する意見書。以上2意見書は採択し、上げていくこととなりました。

2 番目、不採択することになった意見書ですけれども、アからサまでの意見書となっておりますので、お目通しをいただきたいと思いますが、ケの意見書ですが、障害者・児の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書、これも一応不採択という扱いに今議会ではなりましたが、9月議会、前回の議会におきまして採択し、上げておりますので、今議会におきましては、一応これは不採択という形をとらせていただいております。

以上、不採択になった意見書についてお目通しをお願いしたいと思います。

3 番目ですが、継続審議にすることになった意見書がございます。アは、学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める意見書、イ、放課後児童支援員等の処遇改善事業に係る事務等の簡素化等を求める意見書、ウ、看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を国に求める意見書、エ、保育士の人材定着・確保のため職員配置基準と公定価格の抜本的な改善を求める意見書、以上4件は継続となっております。

意見書につきましては、以上のご報告でございます。

2 番目ですが、平成31年第1回（3月）の定例会の日程についてであります。

別紙のとおりということでありまして、お手元に会期予定表が配付されているのだと思います。2月22日が議会運営委員会、3月1日開会、4日全員協議会、7日常任委員会、12、13が代表質問であります。15日予算審議、18日予算審議、19日閉会、このような会期予定になっておりますので、お願いいたします。

3 番目、その他ですが、（1）番といたしまして、蟹江町議会の会派に関する要綱についてであります。議長のほうから案を出していただいております蟹江町議会の会派に関する要綱ですが、これを議長案のとおり新たに定めることといたしました。

（2）の追加議案についてですけれども、議会事務局長より、人事院勧告に伴う追加議案は4案件であるという説明がございました。また、小・中学校特別教室空調設備設置事業について、国の補助見通しができたために、設計監理委託料など関連予算を、今議会ですけれども、今議会の一般会計補正予算（第4号）に計上いたしまして、本予算を来年3月の議会に計上する予定であるという説明がございました。

この4件の追加議案につきましては、既にご報告のとおり、本日冒頭に上程し、精読の後、追加日程により審議、採決を行うこととなっております。

（3）番目、個人住民税の課税誤りについてですけれども、総務部長と税務課長に議会運営委員会に出席をしていただきまして、その誤りの原因についての説明を受けました。

（4）番目ですが、3月議会の議案説明会の開催についてであります。2月15日金曜日に

午前9時より3階協議会室におきまして議案説明会を開催するという予定になっております。

以上が議会運営委員会の報告でございます。

(9番議員降壇)

○議長 奥田信宏君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

○議長 奥田信宏君

日程第1 議案第53号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 岡村智彦君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第53号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第53号は精読とされました。

○議長 奥田信宏君

日程第2 議案第54号「蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 岡村智彦君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第54号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

ませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第54号は精読とされました。

○議長 奥田信宏君

日程第3 議案第55号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 岡村智彦君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第55号は精読にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第55号は精読とされました。

○議長 奥田信宏君

日程第4 議案第56号「平成30年度蟹江町一般会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 岡村智彦君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第56号は精読にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第56号は精読とされました。

○議長 奥田信宏君

日程第5 議案第48号「蟹江町表彰条例等の一部改正について」を議題といたします。

本案は、総務民生常任委員会に付託をされております。委員長より審査結果の報告を求めます。

佐藤委員長、ご登壇ください。

(10番議員登壇)

○総務民生常任委員長 佐藤 茂君

それでは、総務民生常任委員長の口頭報告をさせていただきます。

総務民生常任委員会に付託されました1案件につきまして、去る12月6日に委員会を開催いたしまして、委員全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

議案第48号「蟹江町表彰条例等の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、法改正により、常勤特別職の教育長を表彰の対象とするが、今まではどうしていたのかという内容の質疑がございました。

これに対して、旧法の教育長は一般職の取り扱いであり、教育長としては規定になかった。それまでは教育委員会委員として規定の年数在籍することで表彰されていた。今回の改正により、特別職の取り扱いになり、町政功労者として表彰されることが規定されたという内容の答弁がございました。

次に、教育長が特別職になるということで、待遇も変わるのかという内容の質疑がございました。

これに対して、待遇面では特に何も変わらないと認識しているという内容の答弁がございました。

他に若干の質疑がございましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第48号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告にかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

(10番議員降壇)

○議長 奥田信宏君

以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第48号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第6 議案第49号「町道路線認定について」を議題といたします。

本案は、防災建設常任委員会に付託をされております。委員長より審査結果の報告を求めます。

防災建設常任委員長 水野智見君、ご登壇ください。

(5番議員登壇)

○防災建設常任委員長 水野智見君

それでは、防災建設常任委員会に付託されました1案件につきまして、去る12月6日に委員会を開催し、委員全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

産業建設部長より補足説明があり、その後、審査に入ったところ、今回の町道認定は特殊な例だと思うが、これに類似した例はあるかという内容の質疑がありました。

これに対して、本来、道路の認定は供用開始前をお願いしている。今回はJR蟹江駅自由通路及び橋上駅舎化事業を街路事業として実施するに当たり、都市計画事業着手時に路線認定が必要となったため、早期をお願いするものである。そのため、類似の例はないという内容の答弁がありました。

ほかに質疑はなく、賛否を求めたところ、討論もなく、議案第49号は、全員賛成で可決すべきものに決しました。

以上、報告にかえさせていただきます。

(5番議員降壇)

○議長 奥田信宏君

以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

少しだけ委員長にお伺いいたしますけれども、今回の自由通路で、前回初日に自由通路がどこまでかと僕も質問した、もうちょっと詳しい資料、補足資料ということで出てきたんですけども、エレベーターについて若干お伺いをしたいのですが、説明があったかなかったかで若干違うと思いますけれども、今回、自由通路の中に、町道の認定ということでエレベ

ーターが、これで見ると多分2つあると思うんですけども、この2つに関しては、町自体が管理をしていくのか、どうなるのか、ちょっとわかりましたらお願いしたい。

あと、中にもう一つ、自由通路ではないところに、ちょうどホームにおりるのも2つあると思うんですけども、この辺についてはJRが管理していくのではないかと思うんですけども、その点、何かありましたらお願いしたいですけれども。

○防災建設常任委員長 水野智見君

エレベーター2基に関しては、町のだと思いますけれども、もう一つの件に関しては、ちょっとすみません、認識していませんので、申しわけありません。

○議長 奥田信宏君

委員会では出なかったということですか。

○防災建設常任委員長 水野智見君

委員会では出ていません。

○議長 奥田信宏君

あとの質疑はないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第49号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決をされました。

○議長 奥田信宏君

日程第7 議案第50号「平成30年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

23ページの自由通路等整備事業についてであります。これにつきまして、初日に吉田議員のほうからもご質問があったかと思いますが、その時点でちょっと理解が深まりませんでしたので、再度質問させていただきます。

ここでは、駅舎に関する負担金のほうが3,132万円ということで、減で、それから自由通路整備工事の委託料のほうにその額がプラスになっているということですが、この

ようなプラスマイナスが生じた理由についてご説明をいただければと思います。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問のございました自由通路の予算の内容についてご説明をさせていただきます。

自由通路整備事業としましては、将来的に蟹江町の資産となるものについては、委託料、将来的にJRの資産となるものについては負担金という構成で組んでございます。

今年度の全体的な工事協定額としては変更はございませんが、工事の進捗状況の内容によりまして、自由通路の部分の出来形が増になり、あと、橋上駅舎部分の出来形が減になる見込みとなりましたので、委託料と負担金のつけかえを行うことで、予算上の出来形の管理を整理を行うものでございます。

以上でございます。

○9番 中村英子君

それでは、こういう理解でよろしかったですか、今年度この予算で総額が委託料と負担金の総額で計上されておりまして、それで、この工事は両方とも一体的な事業ですよ。離れたところにあるわけじゃない、一体的な事業です。

そこで、その予算の範囲の中なんですけど、駅舎のほうの負担金の部分は、予定した金額よりも、実際にできた工事がここにできている金額分少なくともでき上がったと、進捗上。そして、委託料のほう、この通路のほう、工事が予定していた金額より、予算額よりも多くの事業をここでしましたよと、総額は変わりませんと、そういう理解でよろしかったですか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

この内訳としましては、平成28年から33年度までの支払い額は、JRから今、決められてございます。単年の支払い額も今、決まっております。その中で工事を進捗していく上で、自由通路のほうを先行に行った場合、工事の進捗としては上がる場合もありますし、逆に橋上駅舎部分を抑えることで、工事が速やかに進む場合もございます。そういうのを現場で調整しながら行ってございますので、最終的な事業費の出来形としては金額は変わらないんですが、年度内の工事の内容としまして、このような整理が必要になる場合がございます。

以上でございます。

○9番 中村英子君

大体それはわかりました。理解できましたので、ありがとうございます。

そこでちょっと確認しておきたいのは、この工事は直接町が発注している工事ではないですよ。委託料、それから負担金という形で、JRのほう、実際には実行している事業なんですけれども、そこで、この工事の進捗状況だとか、最後は完了とかいうことになるのかもしれないけれども、ここの確認作業というものは、直接に発注しているその事業の確認作業というものと違うのではないかなと思うんですけれども、町はどのようにその部分につい

ては関与しながらこの工事を進めていますか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

工事の内容につきまして、町のかかわりですが、毎月定例の工事の会議もごございますし、その辺についても私らは出席しております。

工事の管理などについては、JRの職員がそれぞれ現場で写真などにも入り出来形も管理していますし、町の最終的な管理となりますと、年度末に引き渡しがございます。単年ので上がったものについて引き渡しを受けて、それについて検査を行ってございます。

以上でございます。

○議長 奥田信宏君

他に質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決をされました。

○議長 奥田信宏君

日程第8 議案第51号「平成30年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉浩幸です。

ちょっと事前に確認をしたんですけども、今回11ページの歳出の負担金、納付金の関係で、これ県単位化に伴う納付金の割り当ての案分の違いだということなんですけれども、その点もう少し詳しくお伺いをしたいと思います。

○保険医療課長 不破生美君

ただいまご質問がございました納付金の組みかえの件でございますけれども、納付金の総額は10億8,000万円程度で、こちらにつきましては変更がございませんけれども、その中で、県に納める際に、納付金というのが5つに分かれて請求書が県のほうから参ります。その中で、今回不足している部分、介護納付金につきましては、ちょっと予算上、予算を立てたと

きに内訳がはっきりわからなかったものですから、組ませていただいたんですけども、実際に納付する際になりましたら、介護納付金のほうが不足いたしましたので、反対に、一般被保険者医療給付費分のほうが多くございましたので、そちらから組みかえて今回お支払いするように組みかえをさせていただきました。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

県に納める納付金かな、その割り当てがちょっと当初の予算と違っていたということなんですけれども、最初に、今回県に納める納付金ということで、10億8,000万円ほどあると今答弁もらったんですけども、当初予算において、この10億8,000万円は今後納付額に足りないようなことってないんですか、当初予算としては。

○保険医療課長 不破生美君

今年度の納付金はもうこちら10億8,000万円に変更はございませんので、過不足が万が一あったとしても、追加で請求が来るだとか、返金という形ではありません。ですので、今年度30年度の予算につきましては、十分これで足りておりますので、追加でいただくということとはございません。

以上です。

○議長 奥田信宏君

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第51号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第9 議案第52号「平成30年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

○2番 板倉浩幸君

1点だけ確認させてください。今回歳入のほうで基金の介護給付費準備基金ということで

2,300万円繰り入れをして、歳出で介護予防のサービス事業費に充てているんですけども、今現在、基金が補正上げて4,300万円の繰り入れを介護保険に入れているんですけども、基金の現状って今どうなっているのかお願いいたします。

○介護支援課長 戸谷政司君

ご質問のございました介護給付費準備基金の予算額でよろしいでしょうか。平成30年10月31日現在で約2億6,800万円の残がございます。この中から今回2,300万円を取り崩させていただくというところで、補正後の額といたしましては約2億4,500万円というところでございます。

以上でございます。

○議長 奥田信宏君

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第52号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり可決をされました。

○議長 奥田信宏君

日程第10 発議第3号「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

中村英子さん、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○9番 中村英子君

9番 中村です。

意見書のご提案を申し上げます。

発議第3号「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成30年12月18日提出。

提出者、蟹江町議会議員、中村英子。

賛成者、同、戸谷裕治、同、高阪康彦、同、水野智見、同、吉田正昭、同、板倉浩幸でございます。

意見書の案を提案させていただきますので、お願いいたします。

愛知県の私学助成の拡充に関する意見書（案）。

愛知県では高校生の3人に1人が私学に通っており、私学は「公教育」の場として、「公私両論体制」で県の「公教育」を支えてきた。そのため、父母負担と教育条件の公私格差を是正することは、長年にわたって県政の最重点施策と位置付けられ、県議会・県当局をはじめ多くの人々の尽力によって、各種の助成措置が講じられ、今年度予算においても、高校経常費助成の国基準を確保し、期限付きの常勤講師を抑制して専任教員を増やす制度も整えられてきた。

とりわけ、平成28年までの3年間で、国の就学支援金の加算分を活用して従来の授業料助成制度が復元され、授業料本体については、甲ランク（年収350万円以下）は無償、乙Ⅰランク（年収350～610万円）は3分の2、乙Ⅱランク（年収610～840万円）は半分が助成されることとなり、国の奨学給付金制度とも相まって、私立高校の経済的理由による退学者が大幅に減少するなど、その施策は、私学に通う生徒と父母を支える大きな力となってきた。入学金助成も甲ランクが実質無償化され、乙Ⅰランクは10万円（入学金の2分の1）、乙Ⅱランクは6万5千円（入学金の3分の1）が助成されている。

しかし、年収910万円まで無償化され、それ以上の所得層でも年間約12万円の負担で通うことができる公立高校と、上記の授業料・入学金助成制度があるといえども、初年度納付金が約65万円（県内私学平均）の私立高校の間には、今なお大きな学費格差があり、子どもたちが学費の心配をせずに「私学を自由に選べる」状況にはなっていない。昨年度から「高校選択の自由を広げる」ことを理由に、公立高校の入試制度改革が実施されたが、「高校選択の自由」のためには、まず、学費の公私格差を解消して「私学を選択する自由」を保障することが求められる。

大阪府では府の独自予算で「年収590万円以下では月納金を無償化」「年収800万円以下は年間学費負担を10万円以下」にしており、東京都では「年収760万円以下」世帯の授業料が無償化された。京都府は年収500万円以下で授業料が、埼玉県は年収609万円以下で学納金が無償化されている。神奈川県は国の無償化政策の動向を先取りする形で、今年度から年収590万円以下の授業料無償化を実施した。

「私学も無償に」が大きな潮流となる中、愛知県では、年収350万円以下の「授業料・入学金の無償化」が実現しているものの、所得の中間層においても学費の大きな負担が残っており、「父母負担の公私格差の是正」は抜本的な解決に至っておらず、私学に入学する生徒の多くが不本意入学という「公私両輪体制」にとっていびつな状況が続いている。

よって当議会は、「私学選択の自由」に大きな役割を果たしている授業料助成・入学金助

成を拡充するとともに、経常費助成についても、国からの財源措置（国基準単価）を土台に、学費と教育条件の「公私格差」を着実に是正できる施策を実施することを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月18日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、愛知県知事でございます。お願いいたします。

以上、提案いたしました。

（9 番議員降壇）

○議長 奥田信宏君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第11 発議第4号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

戸谷裕治君、ご登壇ください。

（6 番議員登壇）

○6 番 戸谷裕治君

発議第4号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成30年12月18日提出。

提出者、蟹江町議会議員、戸谷裕治。

賛成者、同、高阪康彦、同、水野智見、同、吉田正昭、同、板倉浩幸、同、中村英子。

国の私学助成の拡充に関する意見書（案）。

私立学校は、国公立学校とともに公教育の場として重要な役割を担っており、国において

も、昭和50年に学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を制定し、各種助成措置が講じられてきた。

とりわけ私立高校生に対する「就学支援金」については、平成26年から、年収250万円以下の家庭には29万7,000円、年収350万円以下の家庭には23万7,600円、年収590万円以下の家庭には17万8,200円、年収910万円以下には11万8,800円を給付する制度が始められ、非課税世帯への奨学給付金制度とも相まって、学費滞納・経済的理由による退学者が大幅に減少するなど、これまでの国の私学助成政策は着実に成果を生んでいる。

しかしそれでもなお、年収910万円以下が無償化され、それ以上の家庭でも年間約12万円の学費で通うことのできる公立高校と、入学金や施設設備費等も含め初年度納付金で約65万円（愛知県私立高校平均）の学費を負担しなければならない私立高校との間では、学費負担の格差はあまりにも大きく、子どもたちは学費の心配をせずに私学を自由に選ぶことができず、「公私両輪体制」にとって極めていびつな事態は解消されていない。

昨年10月の総選挙では、全ての政党が「教育費無償化」「私学の無償化」を公約に掲げ、12月には政府も消費増税による「2兆円パッケージ」として「年収590万円以下の私立高校無償化」の制度設計を発表した。これを受けて、神奈川県では今年度から「年収590万円以下の授業料無償化」を先行実施し、大阪（年収610万円以下の学費無償化）・東京（年収760万円以下の授業料無償化）・埼玉（年収500万円以下の学費無償化）など、私立高校の無償化は全国的な潮流となっている。

愛知県においても、高校生の3人に1人が私学に通っている。90%以上が進学する高校教育において、学費の「公私格差是正」「教育の公平」は、全ての子どもと父母の切実な願いであり、その土台となる国の就学支援金制度の拡充は、喫緊の課題となっている。

また、財政が不安定な私学では、経営に対する不安から「一年契約の期限付き教員」の採用が増え、各学園の教育を揺るがしかねない事態も広がっている。私学助成の国庫補助と地方交付税交付金による経常費助成の国基準単価を、来年度も引き続き拡充していくことが求められる。

よって、当議会は政府に対し、国の責務と私学の重要性にかんがみ、父母負担の公私格差を是正するために、「就学支援金」を一層拡充するとともに、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金と、それに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月18日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。

以上であります。よろしく願い申し上げます。

(6 番議員降壇)

○議長 奥田信宏君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第12 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定いたしました。

○議長 奥田信宏君

お諮りいたします。

精読になっておりました議案第53号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」、議案第54号「蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、議案第55号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」、議案第56号「平成30年度蟹江町一般会計補正予算(第4号)」の4案件をこの際、日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、4案件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 奥田信宏君

追加日程第13 議案第53号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉でございます。

議案第53号の反対討論で行います。

この条例改正は、人事院勧告の勧告ですから、一般職の職員について尊重すべきだとは考えます。しかし、特別職である町長、また議会議員の期末手当の引き上げについては、人事院勧告での機械的に準ずる理由は全くございません。町民から選出された代表者なのですから、町民の現状を反映し、住民の理解を得られるものであることが何よりも大切であります。

そうした観点から考えた場合、蟹江町議会議員の期末手当支給割合の引き上げは、町民の理解が得られるでしょうか。国は、国内経済は緩やかな経済成長と言っておられますが、地域の経済状況は、いまだその兆しを実感できない現状であります。

住民の平均所得も低迷していて、年金引き下げに苦しむ年金生活者、実質賃金の低下に苦しむ現役世代、また営業不振に苦しむ自営業者などがあります。アベノミクスにおいて、格差社会の弊害が各所に噴出しております。

こうした多くの住民の苦しい生活状況の中で、町民の代表である町長や議員の報酬は、今引き上げるべきではありません。住民の暮らしが改善された後、初めて報酬や期末手当について検討されるべきと考えております。

そのことを訴えて、議案第53号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」、反対討論といたします。

なお、議案第56号の一般会計の補正予算が上程されております。これについて、議員の増額補正の関連議案ですが、先ほどの、今、反対討論行ったとおり、本来であれば反対しますが、少額であるとともに、住民生活に直接影響ないと考えていますから、今回は反対をしません。

以上でございます。

○議長 奥田信宏君

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

○13番 安藤洋一君

13番 安藤洋一です。

私は賛成の立場から討論を申し上げます。

この議案は、平成30年人事院勧告に準じて必要となる条例の改正であり、適正なものと考えるので、本案に賛成するものであります。

以上です。

○議長 奥田信宏君

他に討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより起立によって採決をいたします。

議案第53号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

追加日程第14 議案第54号「蟹江町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

日本共産党の板倉浩幸です。

議案第54号についても、先ほどの53号と同じ理由で、議案第54号「蟹江町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、反対をいたします。

以上でございます。

○議長 奥田信宏君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○14番 高阪康彦君

14番 高阪康彦です。

私は賛成の立場から討論申し上げます。

先ほどの53号と同じく、54号も同じ考えでございますので、この案に関しては、平成30年の人事院勧告に準じて必要となる条例の改正であります。また、今現在、議員に関しても、盛んに世の中に言われているのは、議員報酬が低いので議員のなり手がなくなるとかいう意見もありますので、議員の報酬に関してはそれぞれの考えがありますので、そういう意味もありますので、この案には賛成をいたします。

○議長 奥田信宏君

それでは、他に討論ありませんね。

(なしの声あり)

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決をいたします。

議案第54号「蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

追加日程第15 議案第55号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第55号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

追加日程第16 議案第56号「平成30年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第56号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

ここで、諸般の報告をいたします。

先ほど、中村英子さんから、本日12月18日付で会派の届け出が提出され、その届け出を受理いたしました。

現時点では議席を指名いたします。中村英子さんの議席は9番とします。他の事項については、次の議会運営委員会においてすることといたします。

以上、諸般の報告をいたしました。

○議長 奥田信宏君

これで、本定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で、平成30年第4回蟹江町議会定例会を閉会いたします。

(午前10時11分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長

奥 田 信 宏

14番 議 員

高 阪 康 彦

1 番 議 員

松 本 正 美